

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料10-2
提出年月日	令和5年2月14日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r.9.0）	16条-別添1-5 16条-別添1-9 16条-別添1-14～16 16条-別添1-32～35 16条-別添1-69 16条-別添1-72～74 16条-別添4-3～5	燃料取扱棟（天井、梁、柱、壁）について注釈を追記し建屋内装材は含まれないことを明確化しました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r.9.0）	16条-別添1-14	以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）※各項目の詳細は表3.2.1を参照 （新）※ <u>1</u> ：各項目の詳細は表3.2.1を参照	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r.9.0）	16条-別添1-16	以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）また、燃料取扱棟の鉄骨部については、T.P.33.1mより上部の鉄筋コンクリート造の壁、鉄骨造の柱及び梁等を線材、面材により立体的にモデル化した立体FEMモデルを作成し、基準地震動に対する発生応力が終局耐力を超えず、使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。 （新）また、燃料取扱棟については、 <u>下層部の鉄筋コンクリート造の壁並びに上層部の鉄骨造の柱及び梁等を線材、面材により立体的にモデル化した立体FEMモデルを作成し、基準地震動に対する評価を行い、鉄骨部において発生応力が終局耐力を超えず、使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。</u>	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r.9.0）	16条-別添1-18～19 16条-別添1-79	図5.2.3および補足説明資料13の図1に燃料取扱棟概略図に壁四面分の図を追加し、建屋内装材の位置を示しました。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r.9.0）	16条-別添1-34 16条-別添1-41 16条-別添1-72 16条-別添4-3	トラックアクセスエリアの建屋内装材に関しては、設置状況により検討不要の分類としました。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r.9.0）	16条-別添1-34	以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）※1 空調ダクトについては、落下形態によっては落下エネルギーが大きくなる可能性もあることから、基準地震動を用いた耐震評価を行い、必要に応じ補強を行う等の落下防止措置を施す。 （新）※2 空調ダクトについては、 <u>落下形態によっては落下エネルギーが大きくなる可能性もあることから、基準地震動に対して使用済燃料ピットへの落下を防止する設計とする。</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r.9.0）	16条-別添1-34	以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）※2 （新）※3	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r.9.0）	16条-別添1-72	以下の脱字を修正しました。（下線部参照） （旧）330 （新）330※6	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r.9.0）	16条-別添1-79	以下の記載を追記しました。 （旧）なし （新）1. 燃料取扱棟上層部の建屋内装材設置位置について	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r.9.0）	16条-別添1-79	以下の記載を追記しました。（下線部参照） （旧）建屋内装材は、けい酸カルシウム板とグラスウールで構成されている。 （新）建屋内装材は、燃料取扱棟の上層部に取り付けられておりけい酸カルシウム板とグラスウールで構成されている。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r.9.0）	16条-別添1-79	以下の図を追記しました。 （旧）なし （新）図1 建屋内装材設置位置	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r.9.0）	16条-別添1-80	以下の記載を追記しました。 （旧）なし （新）2. 建屋内装材の落下エネルギーについて	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r.9.0）	16条-別添1-80	以下の記載を追記しました。（下線部参照） （旧）建屋内装材は柱や鋼材に強固に接合されているものではないため、 （新）建屋内装材はビス止めであり柱や鋼材に強固に接合されているものではないため、	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r.9.0）	16条-別添1-80	以下の記載を追記しました。 （旧）なし （新）（図2参照）	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r.9.0）	16条-別添1-80	以下の記載を追記しました。 （旧）なし （新）また、建屋内装材はT.P.47.6m以上に設置されているが、落下については最も高い位置（T.P.55.0m）から使用済燃料ピットに落ちると想定し保守的に35mを落下高さとした。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 9.0）	16条-別添1-80	以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）高さ（35m:上層部天井～使用済燃料ビット底部） （新） <u>落下</u> 高さ（35m）	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 9.0）	16条-別添1-80	補足説明資料1 3の図2について取付状況を示す図を追記しました。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 9.0）	16条-別添1-80	以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）図1 建屋内装材概略図 （新）図 <u>2</u> 建屋内装材取付状況	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 9.0）	16条-別添1-80	以下を記載を修正しました。 （旧）「、」 （新）「,」	